

令和 7 年第 7 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 7 年 4 月分）

2) 令和 6 年度経営状況及び令和 7 年度事業計画の報告

・ 六郷開発株式会社

・ あきた美郷づくり株式会社

・ 株式会社美郷の大地

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第 48 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第 6 陳情第 49 号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書
議案上程（説明）

第 7 報告第 3 号 継続費繰越計算書の報告について

第 8 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 10 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 11 報告第 7 号 美郷町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 12 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書の報告について

第 13 議案第 37 号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第 14 議案第 38 号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- 第 15 議案第 39 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号
- 第 16 議案第 40 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 17 議案第 41 号 令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 18 議案第 42 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 19 議案第 43 号 令和 7 年度美郷町水道事業会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

1 番	熊 谷 隆 一	2 番	村 田 薫
3 番	鈴 木 正 洋	4 番	藤 原 政 春
5 番	高 山 茂 雄	6 番	高 橋 邦 武
7 番	深 澤 均	9 番	高 橋 正 和
10 番	泉 美和子	11 番	深 沢 義 一
12 番	熊 谷 良 夫	13 番	澁 谷 俊 二
14 番	長谷川 幸 子	15 番	鈴 木 良 勝
16 番	森 元 淑 雄		

欠席議員（１名）

8 番 伊 藤 福 章

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己	副 町 長	本 間 和 彦
総 務 課 長	武 田 浩 之	企 画 財 政 課 長	深 澤 文 仁
税 務 課 長	佐々木 龍 悦	住 民 生 活 課 長	木 村 英 彰
福 祉 保 健 課 長	大 澤 修	こども子育て課長	高 橋 勉
商工観光交流課長	高 橋 晋 一	農 政 課 長	高 塚 剣
建 設 課 長	高 橋 博 和	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	照 井 修
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	加 藤 隆 輝	教 育 長	栗 林 守
教 育 推 進 監	井 合 和 人	教 育 推 進 課 長	佐々木 寿 人
生 涯 学 習 課 長	中 田 裕 克	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 秀 勝	議 事 総 務 班 長	澁 谷 正 樹
上 席 主 査	高 橋 幸 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

はじめに、８番、伊藤福章議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第７回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、深沢義一議員及び12番、熊谷良夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日６月２日から11日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、よって、会期は本日から６月11日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長高橋邦武議員、登壇願います。

（議会運営委員長 高橋邦武議員 登壇）

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてを、ご報告申し上げます。

５月26日に招集告示されました令和７年第７回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され、提案されている案件は町長の提案に係るものとして、議案書記載のとおり継続費繰越計算書、各会計の繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書の報告、条例の一部改正、令和7年度各会計の補正予算の案件であります。

陳情案件については、前回定例会以降、提出されたうちの2件について、議会運営委員会では、陳情第48号は、教育民生常任委員会、陳情第49号は、総務産業常任委員会にて審査が望ましいものといいたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日6月2日から6月11日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後陳情を上程し委員会付託とします。

次に、報告第3号から報告第8号までを上程し、説明を受けます。

次に、議案第37号から議案第43号までを上程し、説明を受け終了の予定です。

6月3日から9日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは、4日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、6月5日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

6月10日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月11日は、午前10時より本会議を再開し、議案第37号から議案第43号までの質疑、討論、表決を行います。

続いて、陳情の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和7年4月分）の結果報告がありました。

2として、町長より、六郷開発株式会社、あきた美郷づくり株式会社、株式会社美郷の大地、それぞれの令和6年度経営状況及び令和7年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第7回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、今年度の「美郷町ラベンダーまつり」についてですが、6月7日土曜日から6月29日日曜日までの23日間開催します。まつり期間中は、飲食ブースの設置や各種物販、ご当地キャラクターによるイベント、ラベンダーの摘み取り体験など、様々な催しを予定しており、多くの方々のご来園をお待ちしております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

「豊かさ実感」についてですが、芸術文化推進事業として、4月23日に学友館にて「美郷の四季」絵画制作プロジェクト『夏』のお披露目を開催しました。当日は、関係者合わせて28人が出席し、町内3地区の作品を制作された芸術家の方々から作品の解説をしていただきました。

「活力・賑わい創出」についてですが、サキホコレ作付応援事業については、令和7年度の交付予定面積は約300ヘクタールとなっております。また、ほ場整備支援事業については、県に要望しておりました大坂善知鳥地区が、4月1日付で県営ほ場整備事業に採択されております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、4月より、秋田朝日放送のデータ放送を活用した「美郷町テレビ回覧板」の運用を開始し、4月1日には、美郷町役場にて、秋田朝日放送との運用開始共同記

者会見を行いました。テレビ回覧板は、町政情報を発信する新たな手段として有効活用してまいります。

次に、企画財政課関係ですが、令和8年度から4年間のまちづくりの施策と重点事業を示す第3次美郷町総合計画「後期行動計画」の策定に当たり、前期行動計画に基づき実施しております施策及び事業の満足度並びに今後の取組に対する町民意向等を把握するため、満18歳以上の町民1,000人を対象とする「美郷のまちづくり町民アンケート調査」を5月20日から6月3日まで実施しております。結果を分析し、施策及び事業の企画立案に反映させてまいります。

次に、住民生活課関係ですが、2月17日に宣言した「未来へつなごう 環境にやさしいまち宣言」に基づく具体的施策として、本町が日本航空株式会社と連携協定を締結した「捨てる油で空を飛ばう」プロジェクトを推進しております。この取組は、家庭から出るサラダ油などの廃食油を回収し、航空燃料の製造に役立てるもので、広く周知するため、3月30日、回収ボックスを設置した町内2店舗においてプレイベントを行いました。これにより、4月1か月で廃食油55リットルが回収されており、今後も周知してまいります。

また、4月より従来燃えるごみとして処理されていた容器包装廃プラスチックや製品プラスチックをリサイクルする取組を大仙市と共に開始しました。4月は4.8トン、5月は8.6トン回収しております。加えて、古着・古布回収を年4回実施することとし、5月11日に行われた第1回目では5.1トンを回収しました。

このように、燃えるごみの削減とリサイクルの推進により、環境負荷の軽減を図ってまいります。

改正戸籍法が5月26日に施行されたことに伴い、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が記載されることとなりました。町では、振り仮名を確認するための通知書を発送する準備を進めており、本籍がある方へは委託事業者の作業工程の都合により、8月上旬頃に発送する予定となっております。

4月6日から4月12日まで実施された春の火災予防運動の初日には、美郷町消防団の出動式を開催し、防火啓発パレードを実施したほか、各分団による消防器具の点検や地域へのチラシ配布などの巡回活動を行いました。

火災発生件数ですが、3月に建物火災1件発生し、幸いにもけが人はおりませんでした。引き続き啓発活動に努めてまいります。

次に、福祉保健課関係ですが、満65歳以上の方に交付している「シニア元気いきいき券」について、5月30日現在で2,584人の方に交付し、このうちバスやタクシーにも利用できる助成券は

540人の方に交付しております。なお、今年度からいきいき券の利用可能施設に千畑温泉サン・アール内の室内温水プールを追加しております。

これまで10月1日としていた国民健康保険の更新日についてですが、「マイナ保険証」の運用に伴う整合性を図るため、高齢受給者証の更新時期に合わせて8月1日に変更いたしました。7月31日までに被保険者の方で「マイナ保険証」をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を、また、75歳以上の後期高齢者医療制度の方には「マイナ保険証」の有無にかかわらず、全ての方に対し、「資格確認書」をそれぞれ送付いたします。

次に、商工観光交流課関係ですが、4月20日、秋田市のソユースタジアムで開催されたサッカーブラウブリッツ秋田の試合にて、美郷F Cスポーツ少年団がブラウブリッツ秋田のウエルカムキッズとエスコートキッズを務めました。これは試合のスポンサーとなっている日本航空株式会社からのご提案により実現したもので、このほかにも、試合開始前の日本航空のイベントで作成した折り紙ヒコーキをハーフタイムにグラウンドへ飛ばすなど、会場を盛り上げてくれました。

今年度からの日本航空株式会社との新たな取組として、5月24日、25日にJALグループ会社社員と美郷町民との交流機会を設ける「地域の人とつながる農作業体験」を実施しました。JALグループ社員とその家族合計12人が参加し、初日は町内散策と町内農家8人、企業の方1人が参加しての交流会、2日目は3班に分かれての農作業体験と振り返りワークショップを行い、相互の交流を深めました。

5月25日、雁の里山本公園にて、アウトドア観光コーディネーターである地域おこし協力隊の企画によるアウトドアイベント「初めてのデイキャンプ体験」を開催しました。当日は、2人の方が参加し、たき火を使った炊飯体験や、おにぎり作りなどを行いました。

次に、農政課関係ですが、4月26日及び5月11日に発生した強風により、ビニールハウスの全壊1件及び被膜破損2件の被害がありました。

5月29日、歴史民俗資料館にて、地域名を冠した家畜である畑屋うさぎの剥製のお披露目会を開催しました。引き続き、同資料館に剥製を展示し、畑屋うさぎのPR及び伝承に努めるとともに、畜産振興を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、4月から5月末までの主な発注状況については、一般会計では工事が側溝改良工事1件、町営住宅屋根工事2件、業務委託等として、町営住宅水質検査業務1件、町営住宅施設管理業務2件、公園管理業務60件、公園施設修繕2件を発注し、発注率は59.6%となっております。

また、上下水道の企業会計と特別会計では、工事が施設改修工事7件、業務委託等として測量

設計等業務 4 件、水質検査業務 3 件、施設保守点検業務 29 件を発注し、発注率は 68.3% となっております。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第 3 号「継続費繰越計算書の報告」について、報告第 4 号から報告第 6 号「繰越明許費繰越計算書の報告」について、報告第 7 号「美郷町水道事業会計予算繰越計算書の報告」について、及び報告第 8 号「事故繰越し繰越計算書の報告について」ですが、令和 6 年度の一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の繰越計算書について、ご報告するものです。

議案第 37 号「美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ですが、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第 38 号「美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」ですが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正を受け、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の規定を改定したくお諮りするものです。

議案第 39 号「令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号」についてですが、国による定額減税不足額給付金等に係る費用の追加並びに 4 月に行った職員の人事異動に伴う人権費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第 40 号「令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号」についてですが、国民健康保険税の増額及び前年度繰越金の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第 41 号「令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号」及び議案第 42 号「令和 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号」についてですが、地方債の追加に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第 43 号「令和 7 年度美郷町水道事業会計補正予算第 1 号」についてですが、4 月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

○議長（森元淑雄） 日程第5、陳情第48号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第48号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第49号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第6、陳情第49号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第49号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第7、報告第3号 継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第3号について、ご説明します。

令和6年度美郷町一般会計継続費について、繰越計算書を調製し、報告するものです。

3ページ、繰越計算書をお願いします。

10款4項芸術文化推進事業について、令和6年度から令和9年度までの継続事業ですが、令和6年度予算計上額209万7,000円に対し、支出済額は183万1,000円で、残額26万6,000円を翌年度に

繰り越したものです。

報告第3号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第4号について、ご説明します。

令和6年度美郷町一般会計繰越明許費について、令和7年度に繰越すべき額が確定したため、繰越計算書を調製し、報告するものです。

7ページ、繰越計算書をお願いします。

令和7年度に繰越した事業は20件で、繰越額は12億8,588万7,000円です。財源として、各事業の未収入特定財源のうち国庫支出金は、エネルギー・食料品等価格高騰支援（冬期給付）事業及び6次産業化推進事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子ども子育て支援拠点施設整備事業に対するデジタル田園都市国家構想交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金、道路交通安全施設等整備事業及び道路メンテナンス事業に対する道路交通安全対策事業費補助金、社会資本舗装補修工事事業に対する社会資本整備総合交付金です。

次に、県支出金は、6次産業化推進事業に対する6次産業化施設緊急整備事業費補助金、生産力強化支援事業に対する化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金、施設園芸等燃油支援事業に対するあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金、農業経営等復旧・継続支援対策事業に対する農業経営等復旧継続支援対策事業費補助金、林道整備事業に対する流域育成林整備事業費補助金です。

次に、地方債は、一般補助施設整備等事業債、合併特例債、過疎対策事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債です。

次に、その他は、子ども子育て支援拠点施設整備事業に対する公共施設整備基金及びふるさと美郷子ども育成基金です。

報告第4号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第5号について、ご説明します。

令和6年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について、令和7年度に繰越しすべき額が確定したため、繰越計算書を調製し、報告するものです。

11ページ、繰越計算書をお願いします。

令和7年度に繰越しした事業は3件で、繰越額は1,873万5,000円です。また、未収入特定財源の地方債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債です。

報告第5号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第10、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第6号について、ご説明します。

令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費について、令和7年度に繰越しすべき額が確定したため、繰越計算書を調製し、報告するものです。

15ページ、繰越計算書をお願いします。

令和7年度に繰越しした事業は1件で、繰越額は130万6,000円です。

報告第6号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第6号の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第11、報告第7号 美郷町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 報告第7号について、説明いたします。

令和6年度美郷町水道事業会計予算について、建設改良費に係る予算を翌年度に繰越ししたので、繰越計算書を調製し、報告するものです。

19ページ、繰越計算書をご覧ください。

令和7年度に繰越した事業は1件で、繰越額は5,610万円です。国の補正予算により、令和7年2月に、補助金の追加内示があったもので、これに対応するために翌年度に繰り越したものです。

財源につきましては、出資金負担金、国庫補助金、企業債、損益勘定留保金で記載のとおりです。

報告第7号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第7号の説明が終わりました。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第12、報告第8号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第8号について、ご説明します。

令和6年度美郷町一般会計事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、報告するものです。

23ページ、繰越計算書をお願いします。

9款1項消火栓移設工事事業について、工事着手後に水道仕切弁の故障が発覚したことにより、断水エリアの拡大に伴う住民への事前周知及び施工業者との調整等に時間を要し、年度内に工事が完成しなかったことに伴い、事業費76万8,000円を令和7年度に繰り越したものです。

報告第8号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第8号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第13、議案第37号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ

いてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第37号につきまして、ご説明いたします。

提案理由でございますが、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、美郷町後期高齢者医療に関する条例の規定を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集1ページをお願いいたします。

美郷町後期高齢者医療に関する条例第2条において、町が行う事務を規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、広域連合における同感染症に係る傷病手当金支給規則に定める請求期限が経過したことから、傷病手当金の支給に係る規定が削除されたことに伴い、町が行う事務から申請受付に係る規定を削除するものです。

議案26ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日については、公布の日からとしております。

議案第37号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、議案第37号の説明が終わりました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第14、議案第38号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第38号について、説明をいたします。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、所要の規定部分の改正をするものです。

改正条文は、議案28ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集2ページをご覧ください。

今回の一部改正については、水道業者に携わる職員数の減少に伴って、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正のうち、当該部分の資格要件の改正部分が、令和7年4月1日に施行され、それぞれの資格の経験年数等が緩和されることとなったため、条例を一部改

正するものです。

まず、第3条に規定している布設工事監督者から説明をいたします。

第1号から第9号までのうち、第7号を除く各号では、記載の学校卒業の場合の実務経験年数などを改めております。

第7号では、実務経験のみの場合の年数について。

第10号では、技術士資格の場合の年数について改めております。

第11号では、追加となった一級土木施工監理技士資格の場合について記載をしております。

続いて、第4条は水道技術管理者についての改正です。

3ページから5ページをご覧ください。

第1号から第5号までのうち、第3号を除く各号では、記載の学校を卒業の場合の実務経験年数などを改めております。

第3号では、実務経験のみの場合の年数について改めております。

第6号では、講習の所管大臣を改めております。

第7号及び第8号では、追加となった技術士資格と一級土木施工管理技士資格の場合について記載をしております。

改正前の第2項は、政令に合わせて小規模な水道の場合を読替規定で記載しておりましたが、改正に合わせて削除をするものです。

議案書の30ページにお戻りを願います。

附則にて、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第38号の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第15、議案第39号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第39号について、ご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に930万6,000円を追加する件及び地方債の追加1件、変更6件です。

はじめに、第2表地方債補正についてご説明します。36ページをお願いします。

追加する地方債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債です。

次に、変更する地方債は、公共事業等債他記載の5件で、借入れする地方債の見直し等に伴い限度額を変更するものです。

詳細につきましては、歳入でご説明します。

○住民生活課長（木村英彰） それでは40ページ、41ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、改正戸籍法に伴い戸籍に振り仮名を記載する手続に関するもので、補助金額の増額による補正でございます。

詳細は歳出でご説明いたします。

○企画財政課長（深澤文仁） 同じく1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の定額減税に係る不足額給付に係る経費への補助で、補助率は10分の10です。

事業の詳細につきましては、歳出でご説明します。

○建設課長（高橋博和） 4目1節社会資本整備総合交付金は、交付内示額により増額計上しております。

14款は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金の2節夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、園芸作物等の生産拡大に必要な機械等の導入を支援する県の補助金で、補助率は2分の1です。

次の麦・大豆生産技術向上事業費補助金ですが、麦や大豆の生産拡大に必要な機械等の導入を支援する県の補助金で、補助率は2分の1です。

次のスマート農業・農業支援サービス事業費補助金ですが、農作業の受託拡大に取り組む場合などにスマート農機の導入を支援する県の補助金です。補助率は2分の1で、各事業の詳細については、歳出でご説明します。

15款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、18款1項5目振興基金繰入金は歳出でご説明しますが、農業集落排水事業特別会計繰出金及び下水道事業特別会計繰出金の減額計上に伴い、同基金への繰入れの一部を減額するものです。

続きまして、21款1項2目1節高齢者福祉対策事業債の過疎対策事業債は、シニア元気いきいき支援事業の追加をするものです。同じく2節子育て支援事業債は、千畑なかよし園照明施設L

E D 化工事の財源として充当する地方債を県との協議等を踏まえ、過疎対策事業債から脱炭素化推進事業債に変更することにより、予算を組み替えるものです。

なお、充当率は100%から90%になりますが、町単独事業への変更により、起債対象事業費が増となることから、起債額を増額するものです。

次に、3 目 1 節町道新設改良事業債の緊急自然災害防止対策事業債は、町単独事業として予定しておりました羽貫谷地線舗装補修工事及び千刈田・岩野町線舗装補修工事の財源の一部として、社会資本総合整備交付金を充当することに伴い減額するものです。

次に、5 目 1 節教育施設整備事業債の防火対策事業債は、千畑なかよし園幼稚園等非常用発電機更新工事の財源として、ふるさと美郷子ども育成基金を充当することに伴い減額するものです。

次に、6 目 1 節農村整備事業債は、ため池等整備事業金沢 4 地区及び金沢 9 地区に充当する地方債を県との協議を踏まえ、公共事業等債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更することに伴い、予算を組み替えるものです。

なお、充当率が90%から100%になることにより、起債額を増額するものです。

次に、7 目 1 節保健衛生施設整備事業債の一般廃棄物処理事業債は、中央ごみ処理センター基幹的設備改良事業費の増額に伴う負担金の増により増額するものです。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、会計年度任用職員を含む職員人件費について一括してご説明します。

今回の補正は、主に4月1日付人事異動等に伴う給料及び各手当並びに共済費の増減となります。

給与費明細書にてご説明しますので、議案の64ページをお願いします。

はじめに、1 の一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員については、正職員 1 名の減などに伴い、2 節給料が346万円の減、3 節職員手当が855万2,000円の増、4 節共済費が777万6,000円の減となります。

その下の職員手当の内訳ですが、主なものとして退職手当組合負担金は、正職員 1 名の減に伴う増額、時間外勤務手当は、定額減税不足額給付事業分として38万円の増を含んだ増額になります。

ページ下段のイの会計年度任用職員ですが、短時間勤務会計年度任用職員 3 名の増などに伴い、1 節の報酬が519万5,000円の増、2 節給料が 1 万6,000円の増、3 節職員手当が63万1,000円の増、4 節共済費が245万5,000円の増となります。その下の職員手当の内訳ですが、通勤手当、期末手

当及び勤勉手当の増減になります。

なお、給与費明細書には記載がありませんが、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当に当たる8節費用弁償については、配置変更等に伴う調整額を計上しております。

人件費補正の概要は以上ですので、以降、各款項目の1節から4節及び8節の説明は省略させていただきます。

人件費に関する説明は以上になります。

議案の44、45ページのほうに戻っていただきたいと思います。

人件費以外の歳出についてご説明します。

2款1項1目一般管理費の7節報償金ですが、公共施設等総合管理計画に係るアドバイザーに対する報償金となります。現計画は、令和8年度が最終年となっており、次期計画に係る公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を策定する必要があり、専門的な見地から助言をいただくこととし、アドバイザーには現計画策定の際にご協力いただいた方を予定しております。

1目の説明は以上です。

○税務課長（佐々木龍悦） 続きまして、46ページ、47ページ、6目の企画費となりますが、最初に、議案資料集にて定額減税不足額給付事業の概要をご説明いたしますので、議案資料集6ページの上段の表をご覧ください。

歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で触れましたが、この事業の目的は、昨今の物価高騰に対応するため、令和6年度に実施した定額減税及びそれに関連する補足給付金の給付額に不足が生じる場合に、その不足額を今回追加で給付するものです。

具体的な内容は、まず令和6年度に国の施策として実施された定額減税及び補足額給付事業では、本来令和6年分の所得を基に実施するものとされておりましたが、速やかに支援を行う目的で、その時点で確定している令和5年分の所得を基に仮算定され、所得税と住民税合わせて1人当たり4万円の減税を実施しました。また、その際、定額減税し切れないと見込まれた方、いわゆる減税額が4万円に満たない方に対しましては、その差額を調整給付として現金給付したものでございます。それに対しまして、今回、令和7年度に実施予定の不足額給付事業については、先ほどご説明いたしました令和6年度実施の定額減税及び調整給付の事業において、国の制度により本来算定に用いるべき令和6年分の所得が令和7年5月末で確定したことにより、令和6年分の申告所得情報を基に再計算した上で、令和6年分所得額が令和5年分所得額より減少した方や出生などにより扶養親族の数が増加した方などに対し、その不足分を現金給付するものでござ

います。

なお、この不足額給付の対象者は2,500人ほどを見込んでおり、給付の開始は対象者宛ての確認書や支給決定書の発送などの事務手続が終了次第、7月下旬から開始する予定です。

事業の内容説明は以上ですので、議案46、47ページにお戻りください。

6目企画費ですが、不足額給付に要する経費として、10節需用費の印刷製本費に対象となる納税義務者本人宛ての必要書類、送付用封筒及び返信用封筒印刷代を、11節役務費の通信運搬費に必要書類、送付及び返信のための郵送料を、手数料に給付金の振込手数料を、19節扶助費に定額減税不足額給付金を追加しております。

なお、この事業の給付額につきましては8,500万円を見込んでおりますが、令和6年度からの繰越金862万円を差し引き、7,638万円を増額計上するものでございます。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 1つ戻って、12節の調査委託料ですが、旧六郷わくわく園跡地等の宅地造成に係る上水道利用検討のための調査委託料となります。旧六郷わくわく園跡地等の宅地造成予定地については、地下水区域であったため、上水道の布設を予定しておりませんでした。5月8日に住民説明会を開催したところ、宅地造成地の近隣の住民の方より、自身の地下水の水質検査をしたところ、基準値を超えている項目があり、現在、煮沸して利用しているとの情報提供がありました。このことを受け、この宅地造成予定地への上水道布設を検討したく、その調査委託料を計上するものです。

6目の説明は以上です。

○**企画財政課長（深澤文仁）** 続きまして、7目電子計算費12節電算保守委託料は、ガバメントクラウド接続に伴うネットワークの設定変更に要する経費及び地方公共団体情報システム機構が構築、運用している自治体中間サーバが次期システムに移行することに伴い、庁内に設置されている装置及びネットワークの設定変更に要する経費を追加するものです。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きまして、9目防犯対策費、18節の家庭用防犯カメラ購入費補助金ですが、犯罪の抑止力や地域の安全安心の向上に寄与することを目的に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、7年度限りですが、家庭用防犯カメラ設置に対する補助制度を創設いたします。対象は、美郷町にお住まいの世帯で、防犯カメラや録画機能付インターホンの購入設置費に対し、補助率50%、上限3万円とし、1世帯につき1回限りとします。これにかかる費用としまして50万円を計上するものでございます。

続きまして、48、49ページをお開き願います。

中段、3項1目戸籍住民基本台帳費11節の通信運搬費ですが、改正戸籍法が5月26日に施行さ

れ、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載するための確認通知書を発送する準備を進めております。今回、発送見込み数の増加に伴い郵送費を増額するもので、全額補助対象でございます。

なお、発送時期は委託事業者の作業工程の都合上、8月上旬を見込んでおります。

以上で2款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、身寄りのない方の死亡により、墓地埋葬等に関する法律に基づき、葬祭費用について町が繰替え支弁いたしましたので、今後の対応に備え関連予算を増額するものです。

7節報償金は供養料、11節手数料は死亡診断書料、次の51ページ、12節行旅死亡人葬祭関係業務委託料は葬祭費用、13節施設使用料は斎場使用料及び墓地使用料です。

なお、当該費用については、亡くなられた方の遺留金等を充当し、不足の場合は県に負担を求めることになりますので、県とも協議を行っており、額が確定した時点で請求手続等を行うことになります。

2目障害者福祉費18節自動車運転免許取得費補助金ですが、障害のある方への免許取得費用の補助金で、これまで1件の申請があり、今後の申請に備え増額補正するものです。

3目高齢者福祉費は、シニア元気いきいき支援事業の財源の一部に過疎対策事業費債を充当することに伴う財源更正です。

1項の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 2項3目14節の公園遊具改修工事は、公園の遊具点検作業の結果、不具合がある遊具に対して更新工事費用を計上しております。長岡森児童遊園地の滑り台更新を予定しております。

3款は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2項1目清掃費ですが、一般廃棄物処理事業債の増額に伴う財源更正でございます。

○建設課長（高橋博和） 4款3項1目27節繰出金は、人事異動により各種手当等を調整する必要があり、水道事業会計繰出金を減額するものです。

4款は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 54、55ページをお願いします。

続きまして、6款1項3目農業振興費の18節麦・大豆生産技術向上事業補助金ですが、歳入でご説明しました麦・大豆生産技術向上事業費補助金の歳出予算になります。

補助率は国2分の1で、大豆コンバイン1件分を計上するものです。

次の園芸等メガ団地整備事業補助金ですが、歳入でご説明しました夢ある園芸産地創造事業費補助金の歳出予算になります。

補助率は県2分の1と町10分の1の合計10分の6で、さつまいもメガ団地の収穫用コンテナ分を増額するものです。

次のスマート農業導入支援事業補助金ですが、当初予算で10件分を計上しておりますが、現在10件の要望があり、追加要望に対応するため3件分を増額するものです。

次のスマート農業・農業支援サービス事業補助金ですが、歳入でご説明しましたスマート農業・農業支援サービス事業費補助金の歳出予算になります。補助率は国2分の1で、自動操舵付トラクター1台と食味・収量センサー付コンバイン1台の合計2件分を計上するものです。

続きまして、4目担い手対策費の18節営農継続支援事業補助金ですが、当初予算で15件分を計上しておりますが、現在15件の要望があり、追加要望に対応するため、5件分を増額するものです。

続きまして、6目畜産業費の10節修繕料ですが、堆肥センター及びアクティセンターの突発的な設備故障等に対応するための修繕料について、不足が見込まれるため増額するものです。

続きまして、7目農村整備費の補正額の財源内訳の地方債ですが、ため池等整備事業に充当する町債の変更に伴う増額です。

○建設課長（高橋博和） 7目10節修繕料は、公園の遊具点検作業の結果、不具合がある遊具に対して修繕を行いたく費用を計上しております。上千間谷地農村公園の鉄棒の修繕を予定しております。27節繰出金は、議案第42号で予定されている農業集落排水事業特別会計補正予算において計上されている資本費平準化債の追加に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものです。

6款は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 56、57ページをお願いします。

7款1項商工費の2目商工振興費、18節酒蔵等原料米高騰支援事業補助金ですが、議案資料集6ページ、下段の表を併せてご覧ください。

本事業は、米の価格高騰を受け、原材料の価格高騰を受けている町内の日本酒、みそ等の製造業者に対し安定した経営環境を支援するため補助金を支給するものです。

補助額は、令和7年産米の仕入れ1俵当たり2,000円とし、1事業者当たりの補助上限額は200万円、1,500俵分を見込んで計上しております。

議案に戻りまして、3目観光費11節の手数料は、ラベンダー育成協力金に係るオンライン決済の手数料となります。これまでラベンダー育成協力金は、ラベンダーまつり期間中に園内に設置

した募金箱により行っておりまして。今年度の新たな取組として、QRコードによるオンライン決済での募金を受け付けることとしており、このオンライン決済について募金額の3%を事業者へ支払う必要があるため、予算計上するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 8款2項2目10節修繕費の増額につきましては、現在町が所有している除雪機械64台の車検整備等を行うための見積り作業を進めておりますが、予算に不足が見込まれるため増額計上をしております。

3目12節測量調査委託料は、六郷地区中央通り線において測量作業が終了している約200メートルの部分についての設計業務を行いたく計上しております。また、この目においては、先ほど歳入で説明をいたしました社会資本整備総合交付金の内示額の増額に伴いまして、2路線の舗装補修分について財源補正を行いたく計上をしております。

4項2目10節修繕料は、中央公園のあずまやの屋根の修繕を行いたく計上しております。

58、59ページをお願いします。

5項1目27節繰出金は、議案第41号で予定されている下水道事業特別会計補正予算において計上されている資本費平準化債の追加に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものです。

8款は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、62、63ページをお願いします。

10款4項3目文化財保護費12節看板製作委託料は、関田円型分木工の入り口看板について、老朽化等によりコンクリート製の擬木柱の損傷が激しいため、新設した説明看板と同様のステンレス製のものを県道沿いに新たに設置するための製作委託料です。

次の4目社会教育施設費10節修繕料は、社会教育施設の老朽化による修繕料の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

次の12節施設管理委託料は、大雪等により敷地内の枝木処理及び処分等がかかり増しし、その他の施設管理業務において今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

次の5項2目保健体育施設費10節修繕料は、社会教育施設同様に、老朽化等による修繕料の増加により今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、14款予備費は歳入歳出予算の差額を調整するものです。

議案第39号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第39号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前 10 時 57 分)

(午前 11 時 08 分)

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第40号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第40号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、仮算定に伴います税収見込みの増額と、前年度からの繰越見込額の増額補正で6,700万円を追加するものでございます。

はじめに、国民健康保険の状況についてですが、被保険者の状況等につきましては、議案資料集の7ページから8ページに資料を添付してございます。

なお、資料にはございませんが、保険給付費の総額は、令和6年度はおよそ13億2,100万円で、令和5年度のおよそ14億5,800万円を9.4%下回っております。

それでは、歳入からご説明いたしますので、議案74ページ、75ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、全て現年課税分に係るものです。仮算定に伴います税収見込みにより1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分、3節介護納付金分合わせて2,345万3,000円の増額となります。7款1項1目繰越金は前年度からの繰越金について、4,354万8,000円を見込み、当初予算の存置計上に追加し増額するものです。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

76、77ページをお願いいたします。

8款予備費ですが、歳入補正に伴う補正調整額となります。

なお、今回の補正予算案につきましては、5月28日に開催いたしました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご承認をいただいておりますことを併せてご報告させていただきます。

議案第40号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第41号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第41号につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

はじめに、第2表地方債補正について説明をいたします。83ページをお願いいたします。

資本費平準化債は、世代間の負担を平準化する町債ですが、今年度も借入れが可能となりましたので、表の記載のとおり追加するものです。

続いて歳入を説明いたします。

88、89ページをお願いいたします。

3款繰入金の一般会計繰入金の減額は、資本費平準化債の追加によるものです。

6款町債は、先ほど第2表で説明をいたしましたとおり、資本費平準化債を追加計上しております。

歳入は以上です。

続いて歳出を説明いたします。

次のページ、90、91ページをお願いいたします。

2款公債費は歳入の変更に伴う財源の補正です。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第41号の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第42号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第42号につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

はじめに、第2表地方債補正について説明をいたします。

97ページをお願いいたします。

資本費平準化債は世代間の負担を平準化する町債ですが、今年度も借入れが可能となりましたので、表に記載のとおり追加するものです。

続いて歳入を説明いたします。

102、103ページをお願いいたします。

3款繰入金の一般会計繰入金の減額は、資本費平準化債の追加によるものです。

6款町債は、先ほど第2表で説明いたしましたとおり、資本費平準化債を追加計上しております。

歳入は以上です。

続いて歳出を説明いたします。

次のページ104、105ページをお願いいたします。

2款公債費は、歳入の変更に伴う財源の補正です。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第42号の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第19、議案第43号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第43号につきまして説明をいたします。

議案書107ページとなります。

第2条についてですが、事業収益及び事業費用について、職員人事に伴い、それぞれ130万8,000円を減額とするものです。

第3条では、経費の総額の減額が第2条の金額と異なっておりますが、職員給与費には児童手当と旅費は含まれませんので50万6,000円を減額としております。

第4条では、一般会計からの繰入金について、130万8,000円を減額とするものです。

補正の内容については、112ページの給与費明細書及び114、115ページの補正予算実施計画明細

書となります。このうち115ページ最下段の旅費の減額については、水道技術管理者資格取得のための研修受講旅費を計上しておりましたが、今年度人事においては、課内に複数人資格該当者がおりますので、受講しないこととしたためです。

以上で議案第43号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第43号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月10日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時15分）